

国都計第104号
平成20年12月25日

各都道府県知事
各政令指定都市の長 殿

国土交通省都市・地域整備局長

都市計画運用指針の改正について

今般、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の施行に伴い、また、環境対策の促進に対する要請の高まりを踏まえ、「都市計画運用指針」（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）を下記のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して本指針を周知いただくようお願いする。

なお、改正した指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜活用していただきたい。

記

「 . 都市計画制度の運用にあたっての基本的考え方」及び「 . 都市計画制度の運用のあり方」を別添のとおり改正する。

以上